

大津市保育施設等利用調整基準

【基本表】

番号	類型	項目	細目	保護者の状況	点数
1	就労	就労中 (就労内定含む)		月20日以上かつ日7時間以上の労働（休憩時間を除く実働）	6
				月16日以上かつ日7時間以上の労働（休憩時間を除く実働）	5
				月20日以上かつ日4時間以上7時間未満の労働（休憩時間を除く実働）	4
				月16日以上かつ日4時間以上7時間未満の労働（休憩時間を除く実働）	3
				上記4項目に該当しない範囲の労働（休憩時間を除く実働）	2
2	妊娠・出産				6
3	疾病・ 障害	入院		入院中	6
		居宅療養	入院相当	入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合	6
			安静加療	頻繁な通院加療を行い、または常時安静を要するなど、保育が常時困難な場合	5
			その他	通院加療を行い、保育に支障がある場合	2
		障害		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付があり、保育が著しく困難な場合	6
				身体障害者手帳1級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aの交付があり、保育が困難な場合	5
				身体障害者手帳2級・3級、精神障害者保健福祉手帳2級または療育手帳Bの交付があり、保育が困難な場合	3
				身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付があり、保育に支障がある場合	2
4	介護・ 看護	重症者介護 (同居親族)		重症心身障害児（者）、臥床者、徘徊のある認知症者、重篤な症状の病人等の同居の親族の介護、看護や入院、通院等の付き添いのため、保育が常時困難な場合	6
		重症者介護 (別居親族)		重症心身障害児（者）、臥床者、徘徊のある認知症者、重篤な症状の病人等の別居の親族の介護、看護や入院、通院等の付き添いのため、保育が常時困難な場合	5
		その他介護		病人、障害者等の親族の介護、看護や入院、通院等などに付き添うため、上記2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合	2
5	災害復旧				6
6	就学（予定を含む）		月20日以上かつ日7時間以上の就学（職業訓練含む）	4	
			月16日以上かつ日7時間以上の就学（職業訓練含む）	3	
			上記2項目に該当しない範囲の就学	2	
7	求職活動		求職活動中または保育施設入所後に求職活動をする場合	1	
8	その他	市長判断		児童福祉、児童の発達支援の観点から、市長が特に保育施設への入所が必要と判断した場合	※
9	希望する保育施設に入所できない際に育児休業の延長も許容できる場合				0

【点数変更項目】

次の各項目に該当する場合は基本表の点数（0を除く）を変更します。
(合計±2まで変更します。ただし基本表で6点の場合、加点の上限はありません。)

※家庭、児童の状況に応じて総合的に判断します。

【同点優先項目①】

同点の場合は以下の項目順で優先順位を決定します。

番号	項目	細目	条件	点数変更	番号	項目	優先順位	
1	世帯の状況	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	+2			高い	低い
2		生活保護世帯	生活保護受給世帯で就労等により保育施設の利用が必要と判断される場合	+2	1	3歳児継続	適	否
3		産休・育休	休業終了により職場復帰する場合（復帰する職場が決まっている場合に限り）	+1	2	認可保育施設を利用している場合（転居・転職・異動等による転園を除く）	無	有
4		兄弟姉妹入所	希望する保育施設を兄弟姉妹が既に利用している場合	+2	3	希望先順位	高い	低い
5		兄弟姉妹同時申請	兄弟姉妹が同一の認可保育所を新規に申込み場合	+1	4	兄弟姉妹入所	有	無
6		多胎児	申込児童が多胎児である場合	+1	5	兄弟姉妹同時申請	有	無
7		単身赴任	保護者のいずれかが単身赴任している場合	+1	6	入所待機の期間	長い	短い
8		就学前児童の自宅保育	申込児童以外の就学前児童を自宅保育する場合	-1	7	一時預かり・認可外保育施設等を利用している場合	有	無
9	就労状況	自営業	提出資料が本人または親族による経営先の就労証明書の場合	-1	【同点優先項目②】			
10		保育士	保護者のいずれかが保育士資格を有し、管内の保育施設で就労する場合（転園にかかる申請を除く）	+1	同点優先項目①で優先度が決定できない場合、以下の項目で総合的に優先度を決定します。			
11	求職活動中	主たる生計者	主たる生計者が求職中の場合	+2	番号	項目	優先順位	
12	保育状況	3歳児継続	児童の在籍する保育施設、企業主導型保育施設が2歳児クラスまでしかなく、3歳児以降も継続して保育施設の利用を希望する場合	+2			高い	低い
13		転園希望	転入、転居等により現在利用中の保育施設に通うことが適当でないと判断される場合	+1	1	大津市保育施設等利用調整基準（基本表）の点数	高い	低い

（備考）

・点数の高い順に入所の決定を行います。

※点数変更項目により、6点より高い点数になる場合があります。

・利用選考は、保護者によって該当する点数が異なるときは低いほうの点数により行います。

・同点選考となった際は、「同点優先項目①」の項目順に優先度を判断し、さらに優先度が同じ場合は、「同点優先項目②」により総合的に判断します。

・広域利用（大津市居住者以外の管内保育施設利用）については、市内居住者の選考後、希望保育施設の定員に余裕のある場合のみ利用可能とします。

（ただし、大津市内居住者で既に市内の保育施設へ入所している児童が年度途中に市外転出のため広域利用に変更となる場合は除きます。）

・高い点数（保育要件が高い）であっても、申込状況や施設の状況により、希望された保育施設を利用できないことがあります。

・市内保育施設の保育士の配置状況に鑑み、当分の間、父母のいずれかが保育士資格を有し、かつ市内保育施設で就労する場合（育児休業から復帰する場合や広域利用の場合を含む）は、最優先で保育施設の利用の可否を審査します。（転園にかかる申請を除く）

・点数変更項目「ひとり親世帯等」には社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含みます。